



平成19年12月12日

各位

会 社 名 株式会社アパマンショップホールディングス  
(コード番号8889 ヘラクレス市場)  
代 表 者 代表取締役社長 大村 浩次  
本社所在地 東京都中央区京橋一丁目1番5号  
問 合 せ 先 経営企画本部経営企画部  
ゼネラルマネジャー 野口 昌弘  
T E L 03-3231-8023

### 大阪証券取引所への改善状況報告書の提出について

当社は、平成19年5月28日提出の改善報告書に関し「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第23条の2第1項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書を、本日、添付のとおり株式会社大阪証券取引所に提出いたしましたので、お知らせいたします。

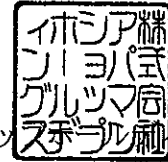
今後とも、適時開示に係る体制の一層の整備・充実に向けて、鋭意努力してまいります。

以 上

# 改善状況報告書

平成 19 年 12 月 12 日

株式会社大阪証券取引所  
取締役社長 米田 道生 殿



株式会社アパマンショットスポングス  
代表取締役社長 大村 浩次



平成 19 年 5 月 28 日提出の改善報告書について、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書をここに提出いたします。

## 1. 改善報告書の提出経緯

平成 18 年 9 月期の決算発表日につきましては、当初、平成 18 年 11 月 20 日を予定しておりましたが、決算取りまとめ作業が遅れていることから、決算発表日を平成 18 年 11 月 29 日に延期しました。その後、決算取りまとめ作業がさらに遅れていたため、決算発表日を再度延期し、決算発表日を平成 18 年 12 月 4 日と発表しました。しかし 12 月 4 日の決算発表資料では連結キャッシュフローの集計が未了であったため、発表資料には定性的情報に記載がなく、財務諸表の注記等が空欄のうえ、数値等の精査が不十分なまま決算短信（連結・単体）の速報版と称して発表しました。

その後、上記の決算発表資料の定性的情報、財務諸表について複数項目にわたり平成 18 年 12 月 4 日付及び、平成 18 年 12 月 7 日付にて訂正開示を行いました。

また、記載事項を充足した同短信を平成 18 年 12 月 20 日付で「平成 18 年 9 月期決算短信（連結）」及び「平成 18 年 9 月期個別財務諸表の概要」として改めて開示し、平成 18 年 12 月 4 日発表の不十分な決算短信との差異をまとめた補足資料を追加開示いたしました。平成 18 年 12 月 27 日付で平成 18 年 12 月 20 日付の発表資料についても定性的情報、財務諸表等複数項目にわたる訂正開示を行いました。

## 2. 決算情報の訂正開示を繰り返した理由

このように平成 18 年 9 月期の決算発表において度々訂正開示を繰り返した原因は当社が体制を急激に変化させたことにあります。すなわち平成 18 年 9 月期中において、平成 17 年 11 月に上場会社 1 社（連結子会社 2 社を含む）を含む 2 社を子会社しました。続いて平成 18 年 3 月に上場会社 1 社（連結子会社 5 社を含む）を子会社化しました。以後は同年 5 月に子会社 3 社が合併。同年 7 月に当社はその形態を会社分割により持株会社とし、同時に子会社 1 社を吸収合併しました。同年 9 月、2 社の子会社がそれぞれ孫会社を吸収合併、同月子会社による 3 社の子会社化を実施した結果として膨大な決算事務作業が生じたもののその対応を怠ったことにあります。

また、次のような一因もありました。

平成 18 年 9 月 8 日付企業会計基準委員会『投資事業組合に対する支配力基準及び、影

響力基準の適用に関する実務上の取扱い』の発表に伴って生じた次のことです。同取扱いによる当社の連結範囲の見直しに際しての作業の遅れがありました。これは投資事業組合に対する出資関係については整理したものの、実質的な支配力及び影響力を判定するための関係資料の整備、実態の把握が決算作業中に出来ませんでした。

つまり、決算情報の訂正開示を繰り返した理由は、会社の体制を急激に変化させたこと、連結範囲の見直しの不備の影響で多大な決算事務作業が発生し、開示資料作成に時間を要し、結果、決算取りまとめ作業が通年よりも逼迫した状況となり、チェックを行う十分な時間がなかったにもかかわらず開示を優先したことが原因です。

このように日程優先で開示を進めたことは会社情報の適時開示等に関する規則にいう「常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない」ということの認識が充分でなかったことにあります。

### 3. 改善措置

上記 2. に記載した多大な決算事務作業の発生、決算取りまとめ作業におけるチェックを行う十分な時間を確保しなかったこと、「常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない」ということにつき認識が充分でなかったことが決算情報の訂正開示を繰り返した事の主因です。その対応として決算作業の為の体制及び適時開示に関する意識の向上としての改善措置は次のとおりです。

#### (1) 決算チームの新設

平成 19 年 1 月より、経理部内に年間を通じ決算作業に専従する「決算チーム」を新設し更に当該チームの人員を 2 名増員し計 4 名体制といたしました。この「決算チーム」のスタッフについては、平成 19 年 9 月期において年間を通じて決算作業に専従することにより開示資料の根拠となる資料を整理することが出来ました。

#### (2) 連結会計システムの導入

平成 19 年 4 月より、連結の新会計システム導入を進めていましたが、この連結の新会計システム導入により、連結精算表及び、連結キャッシュフローの単純合算までが可能となりました。平成 19 年 9 月期中間の決算作業においては、従前行っていた表計算ソフトによる手作業での連結集計及び、新会計システムによる連結集計の 2 つの作業を並行して行うことにより新会計システムの検証をすすめていました。この検証の結果、新会計システムの有効性を確認した上で新会計システムでの連結決算作業に移行する計画を進めました。

#### (3) 外部機関を利用する事による決算情報のチェック体制

決算の基礎資料については複数のチェックが必要と判断しました、平成 18 年 12 月から開示資料の作成において外部機関によるチェック体制を持たせるため、当社の会計監査人とは別の会計事務所と業務委託契約を平成 18 年 12 月 8 日付けで締結しました。この契約により当社が作成した連結及び個別の財務諸表等の開示資料に関してその基礎

資料との突合を依頼しその内容の正確性が担保される体制を整えました。

#### (4) 適時開示体制の強化

投資者への適時、適切な会社情報の開示に関する意識の向上を図るために役員から従業員までの社内研修等を行いました。

### 4. 実施・運用状況等

上記 3. 記載の改善措置についての実施・運用状況等は、次のとおりです。

#### (1) 決算チームの新設

平成 19 年 1 月より、経理部内に年間を通じ決算作業のみに専従する「決算チーム」を新設しました。そして当該チームの人員を改善報告書において 4 名としておりましたが更に平成 19 年 4 月から 1 名を増員し計 5 名体制としました。

これにより決算作業に係る時間を短縮しました。決算チームを新設したことにより当社の経理部が変わった点は次のとおりです。決算チームの新設前には決算業務に係る者が通常の経理業務も行っていました。その中で平成 18 年 9 月期においては期中に当社の体制を急激に変化させたことから、決算業務に係る者は経理の通常業務と決算業務の両方に追われ十分な作業が行えませんでした。しかし現在では新設された決算チームは平時から連結決算の準備が出来る体制となりました。

また今回の改善として管理本部長、副本部長には管理経験を考慮して新たな人材の配置を行い、統括管理の強化を行っております。

このように決算チームの新設により、弊社は平成 19 年 9 月期の中間決算発表を中間期末から 59 日で行い、発表後の訂正という事もありませんでした。更に平成 19 年 9 月期本決算においては、中間決算発表時の 59 日を 2 日短縮し 57 日で本決算の発表を行うに至りました。

#### (2) 連結会計システムの導入

平成 19 年 4 月より、連結の新会計システム導入を進めております。この導入の目的は平成 18 年 9 月期の決算遅延を起こした原因として連結キャッシュフローの集計が未了であったことの解決のためです。

この根底には弊社の連結決算の作業自体に問題があったものと認識しました。平成 18 年 9 月期決算における連結決算手続きは表計算ソフトを使用しての手作業であり、前述「2. 決算情報の訂正開示を繰り返した理由」に記載のように、多数の子会社を有する事になった企業としては適切な方法ではなかったと認識しました。

そして連結決算の手続きの正確性及び迅速性の確保のために連結会計のシステムを導入しました。

この連結の新会計システムに関してはマスターの設定、過年度の連結仕訳データの入力を必要とし、まず、この作業を終了させました。これにより平成 19 年 9 月中間期においては従前行っていた表計算ソフトによる手作業での連結集計及び、新会計システムによる連結集計の 2 つの作業を並行して行う中で同システムの検証が出来ました。その結果、新会計システムの信頼性が確保できたことから平成 19 年 9 月期の第 3 四半期決

算作業はこのシステムのみで行うことが出来ました。

また本決算に際し新システム使用の効果をさらに向上させる観点から平成19年9月26日に連結決算を行うグループ会社の経理部門に対して連結財務諸表の作成スケジュールの説明、子会社への提出依頼資料の説明、新会計システムの作業留意事項などの連結決算に関する研修を実施しました。なお、この新会計システムは連結子会社の増加にも対応可能です。

### (3) 会計監査人以外の会計事務所への業務委託

当社の会計監査人とは別の会計事務所との業務委託契約により基礎資料の突合を通じ、その内容の正確性を担保する施策を行いました。これは平成18年9月期の基礎資料の突合作業にまで遡り、その後は平成19年9月期中において第1四半期決算の基礎資料の突合、中間決算の基礎資料の突合において成果を出した後に当該会計事務所の解散により業務委託を一旦終了しました。

(参考：会計事務所の業務内容 平成19年1月22日～5月28日)

第1四半期	期間
個別・決算資料のチェック	平成19年1月22日～31日
個別・計算書類の精査	1月22日～31日
連結・決算資料のチェック	1月29日～2月10日
連結・CF作成及び連結清算表の作成過程に瑕疵がないかのチェック	2月8日～15日
決算短信根拠資料のチェック	2月19日～21日
決算短信全体チェック	2月22日～25日
第2四半期	期間
個別・監査対応資料の事前チェック	平成19年4月18日～20日
個別・計算書類の精査	4月18日～20日
連結・監査対応資料の事前チェック	5月7日～18日
連結・計算書類の精査	5月7日～18日
決算短信根拠資料のチェック	5月21日～23日
決算短信全体チェック	5月21日～28日

現在は同様の委託作業をコンサルティング会社と契約を結び引継ぐとともに、同社の指導下で、平成20年9月期決算での45日での決算開示を可能にする体制の確立、ならびに経理体制の向上を目指した改善という施策に取り組んでおります。具体的には、連結精算表、連結キャッシュフロー計算書等の作成方法及び、作成過程について改善策の指導を受け、その他開示情報の基礎となる会計情報の収集及び、積算の過程について査閲を受けております。

(参考：コンサルティング会社の業務内容 平成19年7月18日～11月24日)

第3四半期	期間
個別・決算資料のチェック	平成19年7月18日～22日
個別・計算書類の精査	7月18日～22日
連結・決算資料のチェック	8月6日～15日
連結・計算書類の精査	8月6日～15日
決算短信全体チェック	8月18日～20日
第4四半期	期間
連結・PKG (パッケージソフト) の作成と指導	平成19年9月1日～30日
連結・DIVA (連結会計ソフト) 導入の助言	9月1日～引き続き
個別・監査対応資料の事前チェック	10月17日～19日
連結・監査対応資料の事前チェック	10月29日～11月2日
連結・PKGのフォロー	10月29日～11月10日
決算短信根拠資料のチェック	11月22日～24日
決算短信全体チェック	11月22日～24日

なお、決算情報の開示について慎重を期すために、第3四半期後も引き続き会計監査人とは別の会計士事務所の検証指導を受けております。

#### (4) 社内研修の実施

経理要員のスキルアップを図るため、次のようなテーマで研修を行いました。

	テーマ	講師・主催者	参加者
平成19年8月	金融商品取引法・四半期開示・会計制度及び会計基準等の改正について	監査法人トーマツ	2名(決算チーム)
平成19年8月	会社決算実務のポイント	税務研究会	1名(経理部)
平成19年9月	法人税申告書作成実務と会計処理について	顧問税理士	24名(経理部)
平成19年9月	平成19年決算のための会計・実務セミナー	監査法人トーマツ	1名(経理部)
平成19年9月	連結スケジュール、連結パッケージ、改正法令の説明	アイ・コンセプト	27名(連結対象会社の経理部)

次に、会社情報の開示に関する認識の向上という問題はこれを開示関連部門の問題に留めることなく、当社は全社的に適時開示の意識の向上があって初めて改善報告書に記載したような適時開示意識の向上が成し遂げられるものと考えました。

改善報告書の提出の際に、当社の問題点については役員間で討議を済ませております。そこで、更なる危機管理意識の向上のために、「適時開示規則」を学ぶ事を目的として、毎週月曜日の始業前の経営会議で「役員適時開示勉強会」を実施しています。この勉強

会は毎回 15 分程度の時間で経営企画部ゼネラルマネジャーまたは経営企画部員が講師となり、他社の事例に即し当社の危機管理を高めるべく、当社の適時開示勉強会に適した事例を取り上げた勉強会を開催しております。

この会議の出席者は、取締役、執行役員、関係部署のゼネラルマネジャー等です。  
なお、実施日と内容は次のとおりです。

- |                   |  |
|-------------------|--|
| 平成 19 年 6 月 4 日   | 第 1 回「適時開示とは」<br>内 容：適時開示の概要についての勉強会<br>出席者：取締役 4 名、執行役員 1 名、関係会社社長 2 名、<br>ゼネラルマネジャー 4 名                    |
| 平成 19 年 6 月 18 日  | 第 2 回「(株)サンライズテクノロジーの事例研究」<br>内 容：不適切な情報開示が問題となった事例の研究<br>出席者：取締役 4 名、執行役員 1 名、関係会社社長 2 名、<br>ゼネラルマネジャー 4 名  |
| 平成 19 年 7 月 2 日   | 第 3 回「(株)東日カーライフテクノロジーの事例研究」<br>内 容：内部管理体制に問題があった事例の研究<br>出席者：取締役 4 名、執行役員 1 名、関係会社社長 2 名、<br>ゼネラルマネジャー 4 名  |
| 平成 19 年 7 月 9 日   | 第 4 回「(株)サニックスの事例研究」<br>内 容：店舗統廃合の情報開示についての研究<br>出席者：取締役 4 名、執行役員 1 名、関係会社社長 2 名、<br>ゼネラルマネジャー 4 名           |
| 平成 19 年 7 月 17 日  | 第 5 回「ヤフー(株)の事例研究」<br>内 容：業務提携の情報開示についての研究<br>出席者：取締役 4 名、執行役員 1 名、関係会社社長 2 名、<br>ゼネラルマネジャー 4 名              |
| 平成 19 年 7 月 23 日  | 第 6 回「(株)ピーエス三菱の事例研究」<br>内 容：行政処分があった場合の情報開示についての研究<br>出席者：取締役 4 名、執行役員 1 名、関係会社社長 2 名、<br>ゼネラルマネジャー 4 名     |
| 平成 19 年 9 月 18 日  | 第 7 回「(株)日興コーディアルグループの事例研究」<br>内 容：不適切な会計処理が問題になった事例の研究<br>出席者：取締役 4 名、執行役員 2 名、関係会社社長 1 名、<br>ゼネラルマネジャー 5 名 |
| 平成 19 年 10 月 9 日  | 第 8 回「(株)モックの事例研究」<br>内 容：公表措置についての事例の研究<br>出席者：取締役 3 名、執行役員 2 名、関係会社社長 1 名、<br>ゼネラルマネジャー 5 名                |
| 平成 19 年 10 月 15 日 | 第 9 回「(株)日本テレビ放送網の事例研究」<br>内 容：虚偽記載とその後の対応についての事例の研究<br>出席者：取締役 3 名、執行役員 2 名、ゼネラルマネジャー<br>5 名                |

- 平成 19 年 10 月 29 日 第 10 回「(株)小松製作所の事例研究」  
 内 容：子会社の清算についての情報開示に関する事例の  
 研究  
 出席者：取締役 3 名、執行役員 2 名、関係会社社長 1 名、  
 ゼネラルマネジャー 5 名
- 平成 19 年 11 月 19 日 第 11 回「子会社の事業譲渡」  
 内 容：子会社の事業譲渡の情報開示についての研究  
 出席者：取締役 3 名、執行役員 2 名、関係会社社長 1 名、  
 ゼネラルマネジャー 5 名
- 平成 19 年 12 月 3 日 第 12 回「フリービット(株)の事例研究」  
 内 容：株式分割の手続き不備が問題となった事例の研究  
 出席者：取締役 3 名、執行役員 2 名、関係会社社長 1 名、  
 ゼネラルマネジャー 5 名

また、上記「役員適時開示勉強会」と並行してマネジャー以上の役職者全員に最低 1 回受講を義務付けた「適時開示の基礎知識」の研修を自社で作成のテキストを使って開催しております。

なお、実施状況は次のとおりです。

平成 19 年 8 月 27 日	受講者 38 名
平成 19 年 9 月 5 日	受講者 21 名
平成 19 年 9 月 7 日	受講者 16 名
平成 19 年 9 月 11 日	受講者 30 名
平成 19 年 10 月 2 日	受講者 26 名
平成 19 年 11 月 19 日	受講者 18 名
平成 19 年 12 月 20 日 (予定)	受講者 23 名 (予定者)

(対象となる役職者 184 名、受講者、受講予定者 172 名、毎回約 1 時間の実施)

また、勉強会の内容は次のとおりです。

- ・ 適時開示の概要
- ・ 重要事実の内容
- ・ 当社のルール
- ・ インサイダー取引規制

更に、平成 19 年 6 月 15 日から自社運用のための適時開示のマニュアルを制定、これは適時開示事項を簡単にチェック出来るように社内イントラネット上で全従業員に公開しています。さらにこの中には軽微基準についてもその具体的な数値をあらかじめ設定しておく事で全従業員が理解出来るものにしてあります。その結果として適時開示事項の基礎知識を全従業員が知る事になり、重要事項が発生した場合に従業員は直接開示担当部署に報告する体制になりました。これに加えて平成 19 年 7 月 13 日から自社独自の開示基準として軽微基準を下回る数値の設定を行い運用し、証券取引所開示規則の事項に限らない積極的な開示方針を採っています。これらが作用することにより積極的な適時開示を行います。



この他にも従業員には朝礼時において、法令遵守意識の向上のために、月2回は各種の法令の基礎知識習得に時間を割いています。この中で平成19年11月に金融商品取引法を取り上げました。

なお、重要事項の決定に際しての適時開示の判断につきましては次のように行っています。経営会議に付議する時点で付議該当部署と開示担当部署が重要事項の有無についてチェックします。その後、取締役会議に諮りますが、ここで取締役会議の管轄部署である総務人事部が再度チェックし経営企画部へ戻す体制になりました。

今後も「役員適時開示勉強会」は原則として毎週月曜日の始業前に実施します。この他当社の引受証券会社に依頼し当社の役員を対象にした証券会社による「適時開示」の勉強会を予定しています。

マネジャー以上の役職者を対象としての「適時開示の基礎知識」の研修は平成20年9月期中に新たなスケジュールを組んで実施します。当社はこのように研修の回数を重ねる事で適時開示意識の更なる向上を図る所存です。

## 5. 改善状況に対する当社の評価と改善施策の向上について

### (1) 決算発表の更なる短縮

平成20年9月決算において、期末日から45日での決算発表を可能にする為に次のように実施してまいります。

#### [個別決算]

平成19年9月期の個別の決算では各営業拠点でデータ作成を表計算ソフトで入力する方法で行って行っていたので最高で7日費やしました。この作業の短縮を図るべく平成20年3月より賃貸管理システムの本格稼働を予定しております。本システムは営業用システムですが売上高の集計など付加的な機能が決算にも応用出来るので、事務の効率化がはかれることで、ここで2日間の短縮を見込んでいます。

また、経理システムを使った決算数値の集計においては、決算チームが管理会計も同時並行で作業をしていたことが問題でした。決算チームの作業から管理会計を分離することにします。あわせてシステムのデータについても決算作業と管理会計を分離し効率化を図ります。これにより決算作業の3日間の短縮を見込みます。これらの短縮された日数は他に影響を受ける要素がないため、決算の最終値の確定の短縮に繋がります。このため平成19年9月期単体の決算で数値の確定にトータルで19日を要した所を平成20年9月期では少なくとも15日へと短縮することが可能となります。

#### [連結決算]

当社は連結子会社42社を有する企業集団であり、平成19年9月期の連結決算で子会社を上場子会社と非上場子会社に分けて分析すると非上場子会社の場合は当社の決算月においては財務諸表の提出にかかった日数は19日でした。上場子会社2社については平成19年9月期は財務諸表の確定に至るまでに44日から50日を費やしております。この日数の要因を分析しますと平成19年9月期中に上場子会社1社が会社合併を行った際に、合併会社と被合併会社の監査法人が異なったため、会計監査に時間を要しました、更に他の上場子会社1社が決算手続き中に固定資産の減損の計上を見込んだ事から

鑑定評価書の取得に時間を費やしたという事象は今決算期における特殊要因であり、今後継続するものではないと分析しております。

#### [経理部員のスキルアップ]

前述のとおり今後とも経理部員を対象とする研修を継続的に実施するとともに、上場会社で経理部長経験の長い従業員を副管理本部長に、更に元大手監査法人の元代表社員を専従の会計顧問に登用し、OJTにより経理部員のスキルアップに努めてまいります。

これにより、会計処理の精度の向上を図るとともに、更に上記2名には主に決算情報のチェックを担当してもらうことにより、決算情報の正確性の向上に努めてまいります。

#### [決算情報のチェック体制]

平成19年9月期においても、外部機関に決算情報のチェックを依頼しましたが、これを引き続き継続するとともに、当社決算チームにおいても、外部機関と連携して、業務を行うことにより、更なる決算精度の向上を図ってまいります。

上述のとおり今後、個別決算での決算手続きの短縮、並びに連結決算での新会計システムの効果、さらに経理部員のスキルアップにより決算に係る数字の確定を30日以内と見込み、その後の発表までの各種の調整、チェック、監査に費やす期間を入れても45日以内に短縮する所存です。

### (2) 適時開示の強化

当社は平成19年11月22日に「業績予想の修正に関するお知らせ」および「単体決算の特別損失計上に関するお知らせ」を発表しました。翌日、日経新聞に上記の発表に関連する記事が掲載されましたが、その記事の中に発表資料にないセグメント情報の記載がありました。

これは、当社から正式に発表したものではなく、当社の正式な情報開示手続きを経ないルートから出たものであることが判明しております。具体的には、マスコミ取材対応に関する明確なマニュアル等が存在せず、本来であればマスコミ対応前の事前連絡およびマスコミ対応後における対応報告書が情報管理責任者に提出されるべきところが、社内ルールの徹底がされておらず、対応の状況を情報管理責任者が把握できていなかったことにも問題があったと分析しております。

今後は、今回の件を真摯に受け止め、次の改善措置を実施してまいります。

#### ① 対応者の明確化

従来、マスコミ取材対応に関しましては、経営企画部のゼネラルマネージャーまたはIR担当者が行っておりましたが、今後は原則経営企画本部長が対応することとします。これにより、情報統制の強化を図ってまいります。

#### ② マスコミ対応者向けマニュアルおよびQ&Aの作成

マスコミ対応者向けの対応マニュアルおよびQ&Aを作成し、従前個人に依存していた取材対応を、マニュアル化することにより、情報の統制を図ってまいります。

### ③沈黙期間の設定

各四半期の決算発表日から遡る2週間を「沈黙期間」として設定し、その期間はマスコミに対する決算に関するコメントを一切禁止します。

以上記載のとおり当社といたしましては改善措置を計画通り実施していると認識しております。引き続き改善報告書に記載した改善策を当社役職員一丸となって着実に実行し一日も早く再びステークホルダーの皆様信頼していただける会社になるよう努力してまいります。

以 上